

1

人員基準について

1 管理者

(1) 配置基準等

常勤で、かつ、専ら夜間対応型訪問介護の職務に従事する者とされています。ただし、管理業務に支障がないときは、次の職務を兼務することができます。

- ① 当該事業所の訪問介護員等のオペレーションセンター従業者（面接相談員を含む）又は訪問介護員等としての職務に従事する場合
- ② 日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、一体的に運営する場合の指定訪問介護事業所の職務に従事する場合
- ③ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の事業者の指定を併せて受け、一体的に運営するときは、次の場合他の職務を兼ねることができる
 - ・同一の事業所において一体的に運営されている場合（職種は問わない）
 - ・同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がない範囲にある他の事業所又は施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

(2) 管理者の責務

- ① 従業者及び業務の一元的管理
- ② 従業者に運営に関する基準を遵守させるための指揮命令

ポイント

これらの管理者として行うべき業務ができていれば「事業所の管理業務に支障がない場合」といえます。一方、これらの業務ができていない場合は管理業務に支障が出ていると考えられますので、業務範囲を見直す等の対応を検討してください。

2 オペレーター

(1) オペレーターの配置基準

- ① 利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者として、サービス提供時間帯を通じて1以上です。
- ② 夜間対応型訪問介護事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えありません。また、午後6時から午後8時までの時間帯については、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）が確認できるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即座にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はありません。

- ③ 専らその職務に従事する者とされています。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス若しくは随時訪問サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができます。
- ④ 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、上記の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができます。
- ・ 指定短期入所生活介護事業所
 - ・ 指定短期入所療養介護事業所
 - ・ 指定特定施設
 - ・ 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - ・ 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - ・ 指定地域密着型特定施設
 - ・ 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - ・ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - ・ 指定介護老人福祉施設
 - ・ 介護老人保健施設
 - ・ 指定介護療養型医療施設
 - ・ 介護医療院

留意点

オペレーターが併設施設の職員を兼務する場合の留意点

④ に記載の、施設等の入所者等の処遇に支障がないと認められる場合に、当該施設等の職員（下記（２）資格要件を満たす職員に限る。）をオペレーターとして充てることができます。また、当該オペレーターの業務を行う時間帯について、当該施設等に勤務しているものとして取扱うことができます。ただし、当該職員が定期巡回サービス又は随時訪問サービスに従事する場合は、当該勤務時間を当該施設等の勤務時間には算入できない（オペレーターの配置についての考え方については③と同様）ため、当該施設等における最低基準（当該勤務を行うことが介護報酬における加算の評価対象となっている場合は、当該加算要件）を超えて配置している職員に限られることに留意してください。

- ⑤ 指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、③及び４（１）訪問介護員等の②の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができます。

ポイント

利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合
ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合を指します。

- ⑥ ⑤の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、随時訪問サービスを行う4（1）訪問介護員等の規定①にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができます。

ポイント

オペレーターが随時訪問サービスの訪問介護員を兼務する場合
随時訪問サービスを提供する訪問介護員については、サービス提供時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上の配置が必要ですが、オペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がない場合は、別途随時訪問サービスを提供する訪問介護員の配置は不要です。

(2) オペレーターの資格要件

オペレーターは、次に掲げる者でなければなりません。

- ・看護師、准看護師
- ・介護福祉士
- ・医師
- ・保健師
- ・社会福祉士
- ・介護支援専門員

※ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護員養成研修2級修了者にあつては、3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができます。

3 面接相談員

面接相談員は、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握するため利用者の面接を行うとともに、1月ないし3月に1回程度利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況等の確かな把握に努め、利用者等に対し、適切な相談や助言を行うことになっており、こうした業務を適切に行うために、利用者数等を勘案して、必要な時間数の勤務が確保できていることが必要です。

(1) 面接相談員の必要員数

利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上

(2) 面接相談員の資格

- ① オペレーターと同様の資格又はこれらと同等の知識経験を有する者を配置するよう努めることが必要です。
- ② 適切な面接を行うことができる配置であれば、夜間勤務のオペレーター、訪問介護員等や管理者が従事することで差し支えありません。

4 訪問介護員等

(1) 訪問介護員等の必要員数

【定期巡回サービスを行う訪問介護員】

- ① 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

【随時訪問サービスを行う訪問介護員】

- ① 当該職務に専従し、かつ、サービス提供時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上配置されている必要があります。
- ② 利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができるほか、オペレーターが当該業務に従事することも差し支えありません。

(2) 訪問介護員の資格要件

訪問介護員等は、次に掲げる者でなければなりません。

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・初任者研修修了者
- ・介護員養成研修修了者

・基本的には看護師が行うことはできませんが、神奈川県では訪問介護員1級に相当する扱いとされています。看護師の資格を有する者を訪問介護員として雇用する場合は、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務を行うものではありません。

ポイント**随時訪問サービスを行う訪問介護員等が兼務可能な範囲**

随時訪問サービスを行う訪問介護員等は当該職務に専従し、かつ、提供時間帯を通じて1以上配置している必要がありますが、定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができることとしているほか、オペレーターが当該業務に従事することも可能です。

また、午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はありません。

ポイント**オペレーションセンターを設置しない場合**

オペレーションセンター従業者が行うことになっているオペレーションセンターサービス及び夜間対応型訪問介護計画の作成業務については、訪問介護員等が行うことができます。

2

記録の整備

1 内容及び手続の説明

- (1) サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を文書により得る必要があります。
- ・運営規程の概要
 - ・夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制
 - ・その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

ポイント

「その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項」とは事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した）評価機関の名称、評価結果の開示状況等の利用申込者がサービスを選択するために必要な事項になります。わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所からサービス提供を受けることについて文書により同意を得てください。

- (2) (1) について、文書の交付に代えて電磁的方法で提供することができます。

留意点

利用申込者又はその家族の承諾が必要

電磁的方法で提供する場合には、その提供方法及びファイルへの記録の方式を説明し、事前に、利用申込者又はその家族の承諾を得ることが必要です。（文書又は電磁的方法での承諾を得ること。）なお、承諾が得られない場合は、電磁的方法での提供はできませんので、文書を交付したうえで説明を行ってください。

また、電磁的方法で提供した場合であっても、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成する（印刷する）ことができる必要があります。

ポイント

電磁的方法による提供方法

次のいずれかの方法で行ってください。

① 事業所の電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(例) 電子メールでデータ送信し、利用申込者又はその家族のパソコン等に保存する。

② 事業所の電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業所の電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(例) 利用申込者又はその家族が事業所のサーバー(ホームページ等)にアクセスし、重要事項説明書を閲覧、データをダウンロードする。

③ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 サービス提供の記録等について

(1) サービス提供の記録

サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、当該夜間対応型訪問介護について利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面や、サービス利用票等に記載しなければなりません。

(2) サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければなりません。

【記載すべき事項】

- ① サービスの提供日
- ② 提供した具体的なサービス内容
- ③ 利用者の心身の状況
- ④ その他必要な事項

(3) 記録した情報の提供

夜間対応型訪問介護計画を提供した際に記録した情報は、利用者から申出があった場合に、文書の交付やその他適切な方法(※)で利用者に対して提供しなければなりません。

※「その他適切な方法」とは、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法等を想定

ポイント

- 日々のサービス提供記録には、計画上の提供時間をそのまま記載するのではなく、実際のサービス提供開始時間と終了時間を記載してください。
- サービス提供の記録の保管期間は、完結の日から5年間です。

3 その他の記録について

指定夜間対応型訪問介護事業所として、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければなりません。

また、加算を算定する場合には、各加算に係るサービス等の内容を記録してください。記録等から、加算要件や実績が確認できない場合には、加算の算定が認められず過誤調整となる可能性があります。

4 記録の保存について

従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、並びに利用者に対する夜間対応型訪問介護サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から一定期間保存しなければなりません。

(1) 完結の日から5年間

- ・従業者の勤務の体制についての記録
- ・居宅介護サービス費の請求に関して国民保険団体連合会に提出したものの写し
- ・提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 完結の日から2年間

- ・夜間対応型訪問介護計画
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- ・利用者に関する市町村への通知に関する記録
- ・苦情の内容等の記録

ポイント

「完結の日」とは

「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日を指します。

指導事例

- ① サービス提供記録として保管している記録には、計画の内容が記載されているが、実績の記録がなかった。
- ② サービス提供記録は、通常は訪問介護員が所持しているノートに記載しているとのことで、事業所には、常備する記録がなかった。
- ③ サービス提供記録の開始終了時間に、計画時間を印字し、実際のサービス提供を記載していなかった。
- ④ サービス提供開始後5年で記録を破棄していた。

1 夜間対応型訪問介護計画の作成について

(1) 夜間対応型訪問介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針

ア 基本取扱方針

指定夜間対応型訪問介護の定期巡回サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスは、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものでなければならない。

イ 具体的取扱方針

定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行う。

随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(2) 夜間対応型訪問介護計画の作成等

ア オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した計画を作成しなければなりません。

※ 夜間対応型訪問介護は、夜間対応型訪問介護計画に基づいて計画的に行われるものであるため、計画を作成せずに行ったサービスは、介護報酬は算定できません。

ポイント

- ・利用者の状況を把握・分析し、夜間対応型訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの援助の方向性や目標を明確にしてください。
- ・担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。

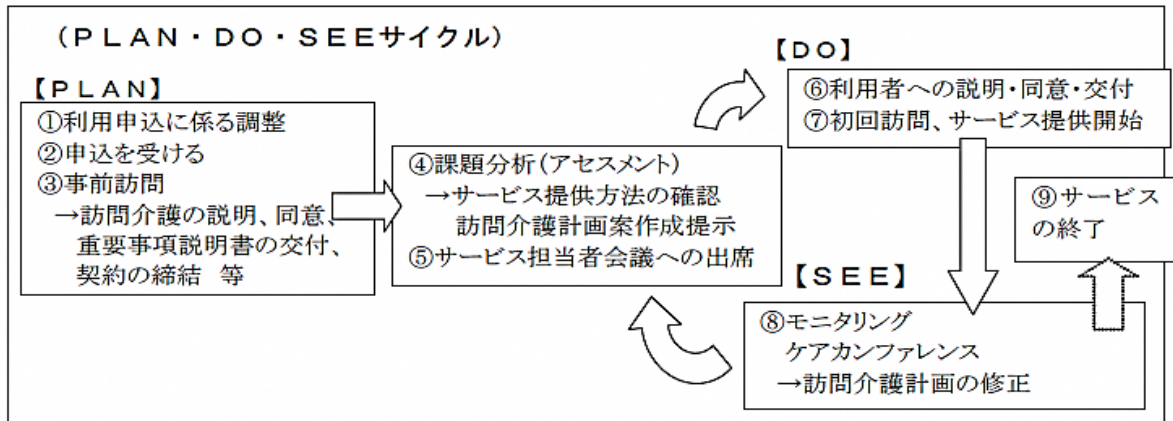
イ 夜間対応型訪問介護計画は、原則として居宅サービス計画に沿って作成しなければなりません。計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、必要に応じ変更します。

ウ オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の内容を利用者や家族に対して説明し、利用者から文書同意を得て、当該夜間対応型訪問介護計画を利用者に交付しなければなりません。

エ オペレーションセンター従業者は、訪問介護員等の行うサービスが夜間対応型訪問介護計画に沿って実施されているか、把握し、助言・指導等を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行ってください。

オ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から夜間対応型訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該夜間対応型訪問介護計画を提供することに協力をするように努めてください。

2 夜間対応型訪問介護計画を作成する過程



4

加算・減算について

1 24時間通報対応加算

日中（8時から18時までの時間帯を含む、当該事業所の営業時間以外の時間帯をいいます。以下、日中とします。）において、利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と判断される場合に、連携する訪問介護事業所と速やかに連絡する体制を確保している場合に加算（610単位/月）します。基準は以下の通りです。

- ① 日中においてオペレーションセンターサービスを行うために必要な人員を確保していること。
- ② 利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合に連携する指定訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて指定訪問介護が実施されること。
- ③ 利用者の日中における居宅サービスの利用状況等を把握していること。
- ④ 利用者からの通報について、通報日時、通報内容、具体的な対応の内容について記録を行っていること。

ポイント

○ 本加算を算定する夜間対応型訪問介護事業所は、利用者からの通報を受け、オペレーターが訪問必要であると判断した場合は、訪問介護事業所に情報提供を行うこととする。当該情報提供を受けた訪問介護事業所は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（当該利用者の居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行った場合（緊急時訪問介護加算））の取扱いに従い、必要な訪問介護を行うこととされています。そのため、利用者は、夜間対応夜間対応型訪問介護の加算型訪問介護事業所と連携体制をとっている訪問介護事業所（複数の事業所と連携体制をとっている場合はその全ての事業所）と事前にサービス利用に係る契約を締結しておくことが必要です。

- 緊急の訪問が必要と判断される場合において、対応が可能となるよう、訪問介護事業所の具体的な対応体制について定期的に把握しておくことが必要です。
- 本加算の対象となる利用者については、夜間の同居家族等の状況の把握に加え、日中の同居家族等の状況及び在宅サービスの利用状況等を新たに把握してください。
- オペレーションセンターにおいては、利用者からの通報について、対応日時、通報内容、具体的対応について記録してください。

2 認知症専門ケア加算

認知症専門ケア加算が新設され、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1日につき、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）については1月につき、次に掲げる所定単位数を加算します。

<単位数>

- (1) 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定している場合
 - ア 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位
 - イ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位
- (2) 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定している場合
 - ア 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 90単位
 - イ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 120単位

<算定要件等>

- (1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）：以下のすべてを満たす場合に算定
 - ① 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。
 - ② 「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を修了している者を配置して、
 - ・「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者」が20名未満の場合：1名以上
 - ・「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者」20名以上の場合：1に当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
 - ③ 会議の定期的開催：当該事業所従業員への、認知症ケアに関する留意事項の伝達・技術的指導に係る会議の定期的開催
- (2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）：以下のすべてを満たす場合に算定
 - ① 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - ② 介護、看護職員ごとに認知症ケア研修計画を作成し、実施又は実施を予定

※「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指します。

留意点

「認知症看護に係る適切な研修」とは

- ・日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
 - ・日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
 - ・日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」のうち認定証が発行されている者
- のいずれかとなります。

3 サービス提供体制強化加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして横浜市長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は当該基準に掲げる区分に従い、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）については1月につき次に掲げる所定単位数を加算する

- (1) 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定している場合
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22 単位
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18 単位
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 単位
- (2) 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定している場合
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 154 単位
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 126 単位
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 42 単位

<サービス提供体制強化加算（Ⅰ）>

<要件等>

以下のいずれにも適合すること。

- ① 指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該夜間対応型訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
- ③ 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施すること。
- ④ 次のいずれかに適合すること。
 - イ 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。
 - ロ 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること

<サービス提供体制強化加算（Ⅱ）>

<要件等>

以下のいずれにも適合すること。

- ① サービス提供体制強化加算（Ⅰ）①～③の基準をすべて満たすこと。
- ② 指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。

<サービス提供体制強化加算(Ⅲ)>

<要件等>

以下のいずれにも適合すること。

① サービス提供体制強化加算（Ⅰ）①～③までに適合すること。

② 次のいずれかに適合すること。

イ 指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。

ロ 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

留意点

① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得または研修の過程を終了している者とする。

② 前号のただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出（加算の取り下げ）を提出しなければならない。

3 同一敷地内建物等における減算

事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは、事業所と同一の建物等に居住する使用者にあっては、次の通り減算が適用されます。

(1) 10%減算（1回あたり）

① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者（50人以上居住する建物は除く）

② 同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者（同一敷地内及び隣接敷地内の建物は除く。）

(2) 15%減算（1回あたり）

① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する50人以上が居住する建物に居住する利用者

(3) 同一敷地内建物等に該当しないものの例

・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合

・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

※利用者が同一建物に20人以上居住または、50人以上の居住する場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用います。



指導事例

- 同一建物の定義を、有料老人ホーム等の施設で20名以上と認識していたため、事業所と同一建物に居住する利用者を減算しなかった。

5**確認問題****問 1**

オペレーターの配置について、次の3つの中から、誤っているものを一つ選んでください。

- ① 配置基準はサービス提供時間を通じて1以上である。
- ② オペレーターは事業所に常駐している必要がある。
- ③ オペレーターが随時訪問サービスに従事している場合は、別途訪問介護員の配置は不要である。

問 2

記録の整備について、次の3つの中から、正しいものを一つ選んでください。

- ① サービスの提供開始に際し、提供の開始について同意を得ていれば文書の交付は必要ない。
- ② 電磁的方法で利用者に提供する際、利用者又はその家族の承諾が必要であるが、印刷等ができなくとも問題ない。
- ③ 記録の保存について、提供したサービスの内容記録については契約終了日から5年間の保存が必要である。

問 3

夜間対応型訪問介護計画の作成について、次の3つの中から正しいものを一つ選んでください。

- ① オペレーションセンター従業員は利用者の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成する必要がある。
- ② オペレーションセンター従業者は、訪問介護員等の行うサービスが夜間対応型訪問介護計画に沿って実施されているか把握していれば、計画の見直しは必要ない。
- ③ オペレーションセンター従業者は利用者の面接などを行う必要はない。

問 4	24時間通報対応加算について、次の3つの中から誤っているものを一つ選んでください。
-----	---

- ① 利用者からの通報を受け、緊急対応が必要と認められる場合に連携する訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて訪問介護サービスが実施されている必要がある。
- ② オペレーションセンターにおいて、利用者からの通報の対応日時や通報内容、具体的対応について記録している。
- ③ 利用者は、連携する訪問介護事業所のサービスを受けるために、事前に連携訪問介護事業所とサービス利用に係る契約を締結する必要はない。

問 5	加算・減算について、次の3つの中から正しいものを一つ選んでください。
-----	------------------------------------

- ① 認知症専門ケア加算の要件の日常生活に支障を来す恐れのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者は日常生活度ランクがIV又はMに該当する利用者である。
- ② サービス提供体制強化加算は基準に該当している場合、定期巡回サービスまたは随時訪問サービスを行った際には、算定している介護費にかかわらず、1月につき所定単位数が加算される。
- ③ 同一敷地内建減算について、隣接する敷地でも、河川などで横断するために迂回が必要な場合は同一敷地内建物には該当しない。